

平成 2 8 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 2 8 年度調査）における  
電子レセプトデータの活用について（案）

- 平成 2 8 年度診療報酬改定の答申附带意見において、改定の結果検証等の調査について、NDB等の各種データの活用により調査の客観性の確保を図るとともに、回答率の向上にも資する調査の簡素化について検討することとされている。

（参考：答申附带意見の抜粋）

17. 診療報酬改定の結果検証等の調査について、NDB等の各種データの活用により調査の客観性の確保を図るとともに、回答率の向上にも資する調査の簡素化について検討すること。また、引き続き調査分析手法の向上について検討し、調査の信頼性の確保に努めること。	※検証部会
---	-------

- 上記意見も踏まえ、平成 2 8 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成 2 8 年度調査）において、調査票への記入等に係る調査対象者の負担を軽減し調査の回答率の向上を図る観点、また、より幅広い対象について状況を把握する観点から、次の内容については電子レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）にある電子レセプト情報の分析をもって調査の一部としてはどうか。

	主な調査内容	NDB を用いて実施するもの（※）
（１）夜間の看護要員配置における要件等の見直しの影響及び医療従事者の負担軽減にも資するチーム医療の実施状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の勤務体制、夜間の看護体制、看護職員と看護補助者との業務分担の状況</li> <li>・医療従事者の負担軽減・多職種連携の取組状況とその効果 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間看護体制の充実に関する加算の届出医療機関数及び算定状況</li> <li>・チーム医療に関連する加算の届出医療機関数及び算定状況 等</li> </ul>
（２）かかりつけ医・かかりつけ歯科医に関する評価等の影響及び紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入の実施状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括診療料等を算定する患者の状態像、服薬内容、他医療機関の受診状況</li> <li>・かかりつけ歯科医機能強化型診療所等における施設の概要、う蝕等の管理状況、歯科訪問診療の実施状況、患者像</li> <li>・200床以上の病院における定額負担の導入と効果 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括診療料等の届出医療機関数及び算定状況</li> <li>・かかりつけ歯科医機能強化型診療所等の届出件数及びそれに関連する項目の算定状況</li> <li>・診療情報提供料の算定件数の増減 等</li> </ul>
（３）重症度や居住形態に応じた評価の影響調査等を含む在宅医療・訪問看護の実施状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅専門の医療機関等の施設基準に関連する状況</li> <li>・訪問看護ステーションにおける24時間対応・連絡体制等の届出の有無、利用者像</li> <li>・歯科訪問診療を実施した患者の状態像や居住場所、実施している診療内容 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅患者訪問診療料等の算定状況</li> <li>・在宅患者訪問看護・指導料、緊急加算等の保険医療機関における訪問看護に関連する項目の算定状況</li> <li>・在宅療養支援歯科診療所の届</li> </ul>

		出数及び歯科訪問診療に関連する項目の算定回状況等
(4) 精神疾患患者の地域移行・地域生活支援の推進や適切な向精神薬の使用の推進等を含む精神医療の実施状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多剤処方患者の割合</li> <li>・精神科の診療に係る経験を十分に有する医師の状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向精神薬の処方状況 等</li> </ul>
(5) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の調剤割合、変更調剤の状況</li> <li>・保険医療機関における後発医薬品の使用状況</li> <li>・一般名処方による処方せん発行の状況</li> <li>・「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況</li> <li>・後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用促進に係る加算の算定状況 等</li> </ul>

※ 原則として、検証調査に回答した医療機関以外を含む全数調査とし、改定前を含む適切な時点を選択して調査する。